

会員調査に関する規則

(平成 30 年 8 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 14 条第 1 項の規定に基づき、本協会の正会員(以下「本件対象業者」という。)に対して行う調査に関して必要な事項を定める。

(調査員)

第 2 条 調査は、本協会の職員のうちから代表理事が任命した調査員又は理事会が承認した外部委託先事業者に所属する人員がこれに当たる。

(調査の実施方法)

第 3 条 調査は、本件対象業者の営業所又は事務所において行う実地調査及び本件対象業者から協会に提出する書類に基づき行う書類調査とする。

(予告)

第 4 条 調査を行う場合は、本件対象業者に対し、あらかじめ調査の日時、実施方法及び調査員の氏名等を通知するものとする。ただし、代表理事が必要と認めるときは、その通知をしないことができる。

(調査員の権限)

第 5 条 調査員は、本件対象業者に対し、調査事項に関係のある帳簿書類その他の物件の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を要求することができる。

(調査員の守秘義務等)

第 6 条 調査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)調査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を保持し、品位と信用を保つこと。
- (2)調査は、全て事実に基づいて能率的に行うとともに、事実の認定、意見の表明を行うに当たっては、常に公正であること。
- (3)職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。

(調査員証の提示)

第 7 条 調査員は、調査の着手に当たり、本件対象業者に別紙様式による調査員証を提示するものとする。

(調査事実の確認)

第 8 条 調査員は、調査で把握した業務運営状況等について、本件対象業者との間で事実認識を確認するものとする。

(調査結果の報告)

第 9 条 調査員は、本規則に基づく調査の結果を代表理事に書面により報告し決裁を受けなければならない。

(調査結果の通知)

第 10 条 本協会は、前条の規定により代表理事の決裁を受けた調査結果を、本件対象業者に書面により通知するものとする。

(処理報告)

第 11 条 本協会は、調査の結果に基づき、本件対象業者に対し事項を定めてその処理に関する報告書の提出を求めることができる。

2 前項の規定による報告を求められた場合には、本件対象業者は、本協会の指定する期日までにその処理に関する報告書を本協会に提出しなければならない。

附則

この規則は、理事会の議決の日(平成 30 年 8 月 1 日)から施行する。

調 査 員 証

No. _____

下記の者は、本協会の調査員であることを証明する。

調査員 ○ ○ ○ ○

平成 年 月 日

一般社団法人 電子決済等代行業者協会

(写 真)

代表理事 ○ ○ ○ ○ 印

所 持 心 得

1. 調査員は、調査の着手に当たり、本件対象業者に本証を提示するものとする。
2. 調査員は、調査期間中常に本証を携帯するものとする。
3. 本証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
4. 本証を紛失した場合は、速やかに事務局長に届け出なければならない。
5. 調査員は、調査が終了したときは、速やかに本証を事務局長に返却しなければならない。

会員調査に関する規則(抄)

(調査員の守秘義務等)

第6条 調査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を保持し、品位と信用を保つこと。
- (2) 調査は、全て事実に基づいて能率的に行うとともに、事実の認定、意見の表明を行うに当たっては、常に公正であること。

(3) 職務上知り得た事項を正当な事由なく他に漏らさないこと。

(調査員証の提示)

第7条 調査員は、調査の着手に当たり、本件対象業者に別紙様式による調査員証を提示するものとする。